地域未来投資促進法について

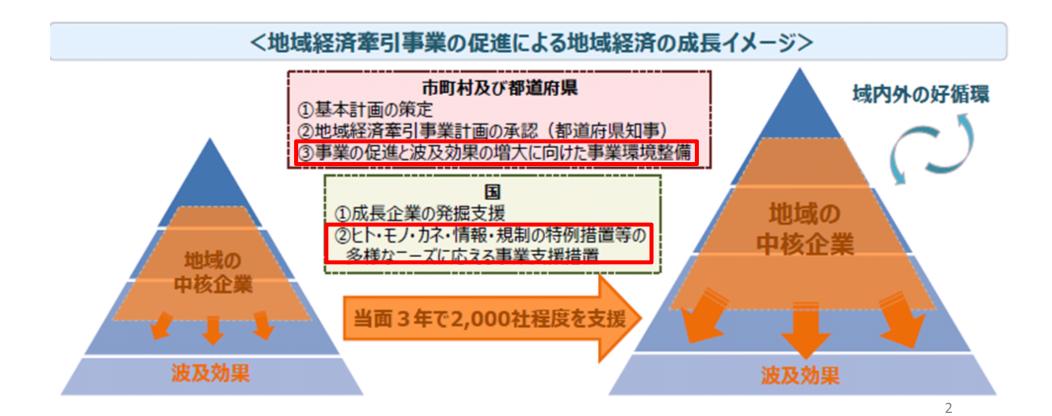
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (企業立地促進法の一部改正法)

公布日: 平成29年6月2日 施行日: 平成29年7月31日

平成30年1月31日 京都府・亀岡市

地域未来投資促進法の制定の狙い

- 地域が自律的に発展していくため、地域の強みを生かしながら、将来成長が期待できる分野での需要を域内に取り組むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目指す。
- 当面3年で2,000社程度を支援し、投資額を1兆円、GDPを5兆円増大させることを目指す。



(参考)地域で生まれつつある新たな経済成長の動き

● 観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が 登場しつつある。こうした取組(「地域未来投資」)が全国津々浦々で活発になることで、 地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

<「地域未来投資」が行われている成長分野の例>

成長ものづくり

- 医療機器
- 航空機部品
- 航空機市場の成長予測: 国内生産額1.8兆円 (2015年) ⇒ 3兆円超 (2030年)

観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用した スタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用

スポーツ国内市場の成長予測:

5.5兆円(2015年) ⇒ 15兆円(2025年



農林水産·地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域産品のブランド化

6次産業化市場の成長予測: 10兆円 (2020年)

環境ビジネス

省エネルギー



第4次産業革命関連

- IoT、AI、ドッグデータを活用
- IT産業の集積を地方に構築
- データ利活用による 課題解決•高収益化

付加価値額 30兆円 (2020年)



ヘルスケア・教育サービス

- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専門職の専修学校整備

健康医療関連国内市場の成長予測: 16兆円 (2015年) ⇒ 26兆円 (2020年)



環境・エネルギーの成長予測:

再生可能エネルギー

エネルギー関連投資:28兆円(2030年)

環境・エネルギー

<|地域未来投資|の特徴>

- 将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資
- 地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携
- (3) 明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投

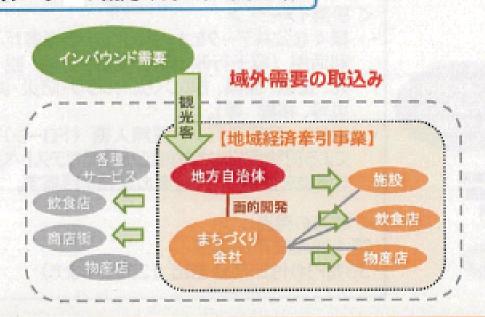
担い手として 地域の中核企業が

重要な存在



【参考】地域経済牽引事業を中心とした成長のイメージ

イメージ : 観光・スポーツ・まちづくり



< 事業のイメージ >

- 資金調達・経営のノウハウのある人材が関わって観光まちづくり会社を立ち上げ、面的開発。
- 官民連携でスタジアム・アリーナを地域コミュニティの中核として整備。

< 成長の見通し >

スポーツ:

国内市場規模 5.5兆円 (2015年)

⇒ 15兆円 (2025年)

観光:

訪日外国人旅行消費額 3.7兆円(2016年)

⇒ 15兆円 (2030年)

地域未来投資の例:「KAWAII・スノーモンキー」でインバウンド観光事業による温泉地の再興を!

- ■(株)WAKUWAKU やまのうち(長野県下高井郡山ノ内町、八十二銀行及びREVIC等)
- ・2000年代、スキーブームが去り、スキー場を入口とする観光需要が低迷。地銀がリードし地元有志がまちづくり会社を設立。若手人材の積極的登用と外部専門家の活用により体制強化。
- ・「野生の猿/温泉/雪」が一つの絵に収まる意外性が海外で大きくヒット。飲食店やホステルなど外国人観光客の滞在環境を整備。**地銀とREVICによるファンドから資金を供給し、温泉街の空き店舗や廃業旅館のリノベーション**を実施。
- ・急増する外国人旅行客に対応するため、今後、地銀とREVICによる更なる資金提供や人的支援を実施していく。

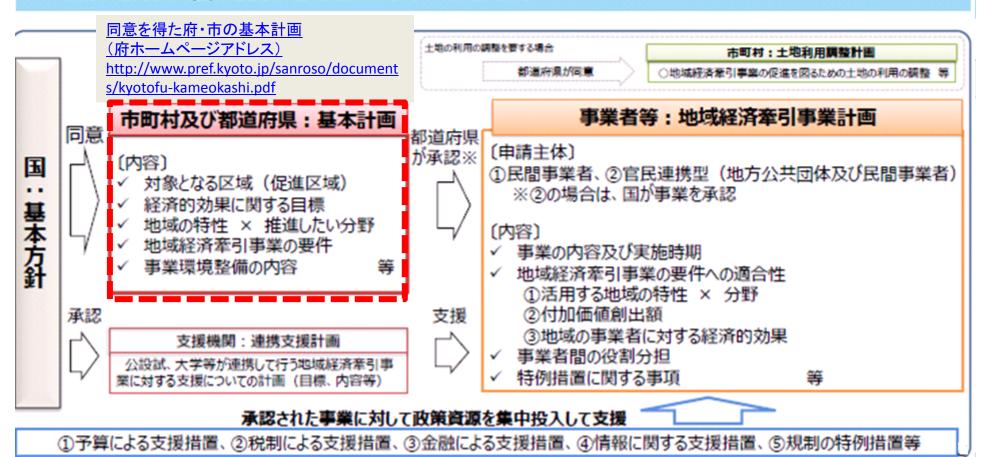


1

地域未来投資促進法の概要(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業(*)計画を、都道府県知事が承認。
 - *定義の要点:①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす 事業
- 国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援。



主な支援措置

① 予算による支援措置

- ○地域中核企業・中小企業等連携支援事業 (30年度概算要求178億円)
- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
 - 1) 新技術の研究開発等への補助
 - 2) 戦略分野の市場獲得に向けた設備投資等への補助
 - 3) 専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援

つ地方創生推進交付金の活用

(30年度概算要求1,070億円)

地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた 事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援 (設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化)

② 税制による支援措置

○課税の特例

先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

- ✓ 機械·装置等:40%特別償却、4%税額控除
- 建物等: 20%特別償却, 2%税額控除

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 金融による支援措置

- ○貧金供給の円滑化
- ・政府系金融機関による金融支援(30年度要求)
- ・地域経済活性化支援機構(REVIC)、中小企 業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

- ○候補企業の発掘等のための情報提供
- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用
- ○IT活用に関する知見の支援
- ・情報処理推進機構 (IPA) による協力業務

⑤ 規制の特例措置等

- ○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応
- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に 係る承認手続の簡素化
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- ○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可 等に係る配慮
- ○事業者から地方公共団体に対する事業環境 整備の提案手続の創設

主な支援措置【カネ(財政・金融)】

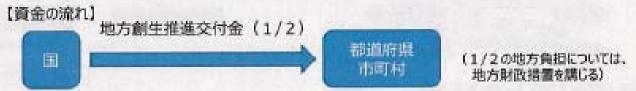
■ 地方創生関連施策との連携

地方創生推進交付金による重点支援 [内閣府予算:29年度1,000億円]

- ◆本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援。
- ●地域未来投資促進法の承認を受けた計画については、内閣府と連携し、重点的に支援する。

〈重点支援の内容〉

- ①地方の平均所得の向上などの観点から地方創生への高い効果が見込まれる場合には、<u>交付上限額</u> やハード事業の要件(計画期間を通じて事業費の1/2未満)を緩和するなど、運用を弾力化
- ②自治体が、地域経済全体に効果をもたらす自らの事業に加え、地域経済牽引事業の強化に向けた 取組の一環として、民間事業者が行う設備投資等の取組について戦略的に支援を行う場合にも、 活用可能



■ リスクマネーの供給促進

地域経済活性化支援機構(REVIC)、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

●地域経済牽引事業の促進を目的として、地域における面的な投資を支援するため、地域経済活性 化支援機構(REVIC)、中小企業基盤整備機構等によるファンドを創設し、リスクマネーの供給を促進 する。

主な支援措置【モノ(設備投資)】

■ 承認を受けた事業計画のうち、国が先進性を確認した事業を深掘り支援。 製造業・非製造業問わず、設備投資を減税措置で応援

地域未来投資促進税制 [平成29年度新設]

- 税額控除もしくは特別償却により、設備投資を行った 初年度の法人税負担を軽減
- 機械だけでなく建物等も含め、新事業に必要な資産が 幅広く減税の対象
- 資本金1億円以上の中堅企業でも活用可能 (資本金や企業規模による制限は無い)
- 1事業あたり最大100億円の投資までが減税対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械·装置	40%	4%
器具·備品	40%	4%
建物·附属設備· 構築物	20%	2%

- ※総投資額2000万円以上/事業が対象。
- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円/事業を限度とする。
- ※前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象 (地方自治体が事業者として参画する場合を除く)

固定資産税・不動産取得税の減免に対する減収補てん措置

- 新たに取得した建物・構築物、土地について、自治体が固定資産税(標準税率1.4%) 及び不動産取得税(標準税率建物・構築物4%、土地3%)を免除または減税した際に、 自治体の減収額の75%を補てん(※財政力が平均以下の自治体が対象。対象となる投資規模は調整中)
- 固定資産税の減免については、補てん措置を3年間継続。
- その結果、自治体によっては、最大で3年間、固定資産税が免税となるケースもある。



主な支援措置【規制の特例措置等①】

■ 土地利用調整関係

農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置

- 土地利用調整の仕組みの整備と第17条の配慮規定を受けて、農地法・農振法の政令等を改正。調整が整った施設について、優良農地の確保を前提に、農用地区域からの除外や農地転用が可能となるよう措置。
- 同様の手続を前提に、第17条の配慮規定を受けて、都市計画法の開発許可制度運用指針を改正し、上記により都 道府県知事が適当であると確認している施設について、通常原則として許可して差し支えないものと位置づけ。

【土地利用調整の仕組み】

手続の流れ

国の基本方針(第3条)

主務大臣による同意

- 市街化区域内や農用地区域外での開発の優先
- ·農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること
- 対象施設の限定や対象施設が周囲の市街化を誘発しないこと

等を明記。

都道府県及び市町村の基本計画 (第4条)

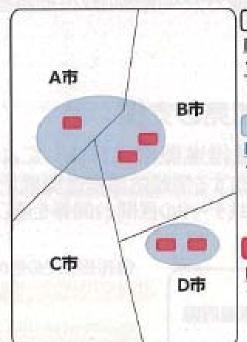
都道府県知事による同意

市町村の土地利用調整計画 (第11条)

都道府県知事による承認

事業者の地域経済牽引事業計画 (第13条)

【土地利用調整に係る区域の分類】



「促進区域」

基本計画の対象区域(行政区画単位 で設定)

「重点促進区域」

基本計画で市町村及び都道府県が定める (字又は旧市町村単位で設定)

「土地利用調整区域」

・土地利用調整計画で市町村が定める (地番等で設定)

国の同意済(H29.9.29) 京都府亀岡市における基本計画の概要

計画のポイント

今後、亀岡市に整備する京都スタジアム(仮称)を活用し、国際試合や日本プロサッカーリーグ等によるスポーツ興行の開催等による交流人口の拡大や、新たに誘致する商業施設とスタジアムの連携を図る。また、嵯峨野観光鉄道のトロッコ列車や天然記念物アユモドキの保全対策を行った都市公園(整備予定)等を地域観光資源として活用する事業を行い、外国人旅行者等を増加させ、雇用の創出と観光消費の拡大を図る。

促進区域

京都府亀岡市

経済的効果の目標

平成34年観光消費見込額(10,703百万円)と平成28年観光消費額(7,420百万円)から算出した本計画期間内の観光消費増加額(3,283百万円)に、平成24年経済センサス活動調査データを用いて算出した亀岡市の観光関連産業における売上金額に占める付加価値額の割合(19.61%)を乗じて算出した644百万円の付加価値額を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1:地域の特性を活用すること(①、②のいずれか)】

- ①亀岡市の京都スタジアム等のスポーツ関連インフラを活用した観光・スポーツ分野
- ②亀岡市の嵯峨野観光鉄道トロッコ列車、京都・亀岡保津川公園等の観光資源を活用した観光分野

【要件2:高い付加価値を創出すること】

•付加価值増加分:4.362万円超

【要件3:以下の経済的効果が見込まれること】

●売上げ:約7%増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設、地方創生関係施策の活用
- ・情報処理の促進のための環境の整備(ビッグデータの公開)、事業者からの事業環境整備に係る相談窓口の設置、森の京都DMOとの連携、亀岡駅北側広場等や桂川沿いの水辺広場等の整備

地域経済牽引支援機関

公益財団法人京都産業21、亀岡商工会議所、京都学園大学、地元金融機関(京都銀行等)、シスコシステムズ合同会社

《促進区域図》



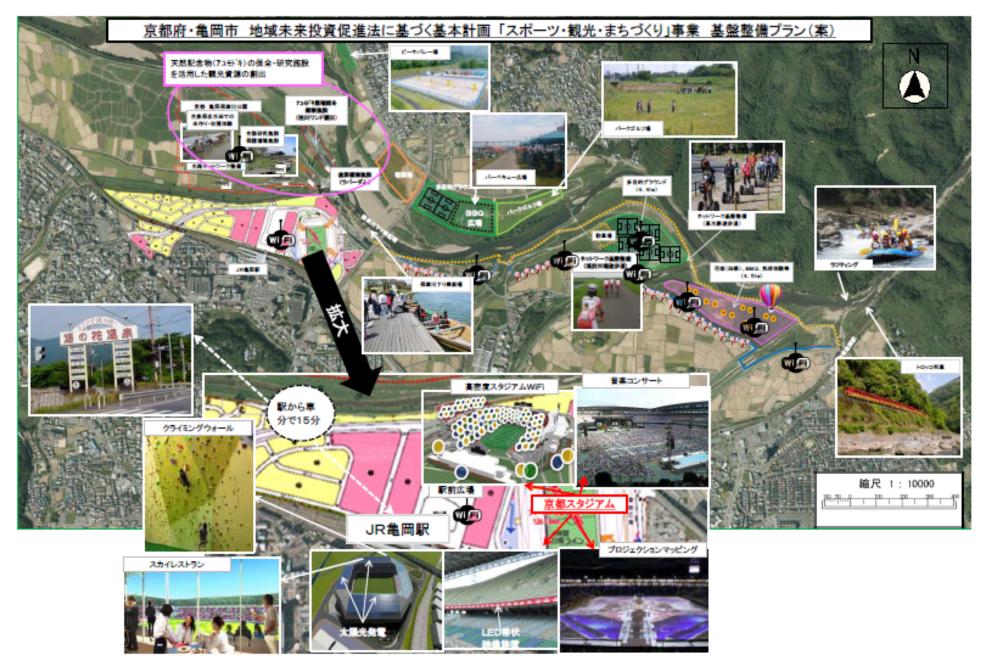
《京都スタジアム(仮称)完成予想



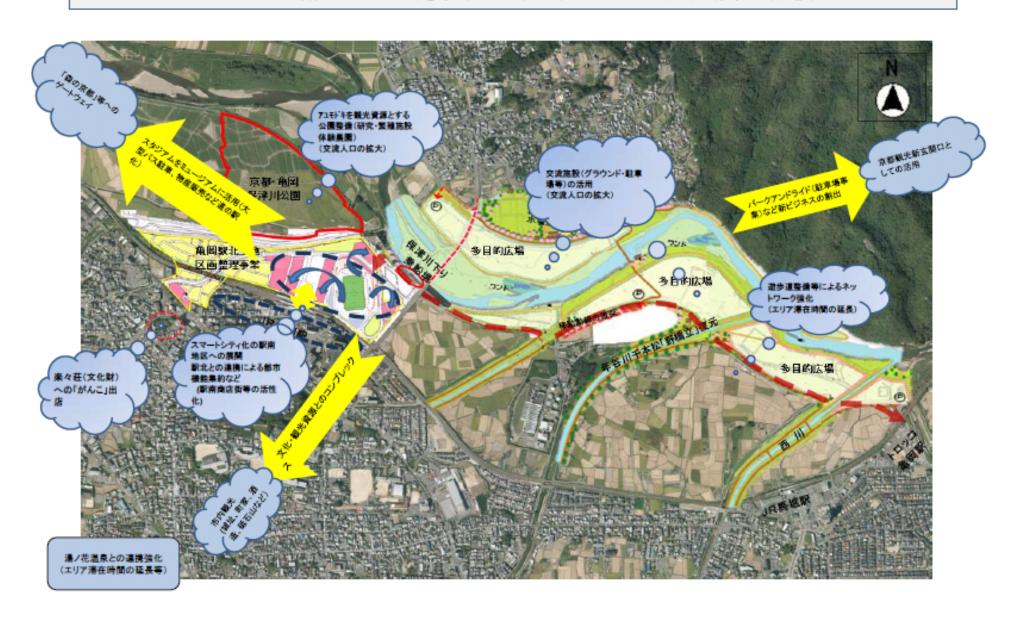
計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

10



「スポーツ・観光・まちづくり」事業による広域エリアへの波及効果の概念図



亀岡市の観光入込客数、観光消費額

亀岡市観光入込客数

电闸中就无人应合数				
	H25	H26	H27	H28
観光入込客数(人)	2,268,619	2,408,467	2,679,348	2,799,860
対前年比		106.2%	111.2%	104.5%
旦帰客	2,160,484	2,285,804	2,532,550	2,655,058
对前年比		105.8%	110.8%	104.8%
宿泊客	108,135	122,663	146,798	144,802
对前年比		113.4%	119.7%	98.6%

京都市観光入込客数

	H25	H26	H27	H28
観光入込客数(人)	51,618,000	55,636,000	56,840,000	55,222,000
对前年比		107.8%	102.2%	97.2%
日帰客	38,540,000	42,230,000	43,219,000	41,069,000
对前年比		109.6%	102.3%	95.0%
宿泊客	13,078,000	13,406,000	13,621,000	14,153,000
对前年比		102.5%	101.6%	103.9%

亀岡市観光消費額

_	1E PO 17 MG/G/D PLTDS				
		H25	H26	H27	H28
1	親光消費額(千円)	5,545,357	6,300,330	7,304,168	7,420,680
	对前年比		113.6%	115.9%	101.6%
	旦帰客	3,397,988	3,489,427	3,874,921	4,351,852
	对前年比		102.7%	111.0%	112.3%
	宿泊客	2,147,369	2,810,903	3,429,247	3,068,828
L	对前年比		130.9%	122.0%	89.5%

京都市観光消費額

	H25	H26	H27	H28
観光消費額(千円)		762,573,000		
	700,215,000	The second second second second second		1,086,159,000
对前年。		108.9%	127.3%	111.9%
<u>日帰客</u>	273,480,000	281,674,000	361,484,000	413,072,000
对前年」	t	103.0%	128.3%	114.3%
宿泊客	426,735,000	480,899,000	608,954,000	673,087,000
对前年」	t	112.7%	126.6%	110.5%

亀岡市観光入込日帰り客1人当たり観光消費額

H28 約1,600円 ← 京都市の約1/6

※ 京田辺市 3,223円、木津川市 2,288円、 笠置町 3,213円、南山城村 6,431円

亀岡市入込客1人当たり観光消費額

		H25	H26	H27	H28
入込	客	2,444	2,616	2,726	2,650
	日帰客	1,573	1,527	1,530	1,639
	宿泊客	19,858	22,916	23,360	21,193

過去4年間平均 2,609 1,567 21,832

京都市入込客1人当たり観光消費額

		H25	H26	H27	H28
入込	.客	13,565	13,706	17,073	19,669
	日帰客	7,096	6,670	8,364	10,058
	宿泊客	32,630	35,872	44,707	47,558

過去4年間平均 16,003 8,047 40,192

次のトロッコ列車を待つ外国人観光客 (H29.10.24撮影)







○ 支援を受けるためには

- ●「地域未来投資促進法」に基づく計画承認が必要です。
- 具体的には、自治体が作成する基本計画に基づき
 - ①地域の特性を活用し、
 - ②付加価値を創出、
 - ③地域への経済波及効果がある

事業として、都道府県が承認を行います。

<お問い合わせ先>

経済産業省 地域未来投資促進室 Tel: 03-3501-0645 最寄りの経済産業局等でもご相談に応じています。

近畿経済産業局 地域経済部地域開発室
 TEL: 06-6966-6012

未来投資促進法に基づく基本計画に関する問合せ

- •京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課 Tel:075-414-4284
- ・亀岡市まちづくり推進部 Tel:0771-22-3131

〈参考〉

▶ 地域未来投資促進法サイト http://www.meti.go.jp/policy/sme chiiki/chiikimiraitoushi.html (参考) 地域未来投資法によるその他の主な支援措置

主な支援措置【ヒト(人材)】

■ 専門人材による市場展開等の支援

地域中核企業創出·支援事業 [平成29年度 25.0億円]

- 地域の支援人材が、全国各地で約200のプロジェクトを支援。また、国際市場にも精通した 専門家(グローバル・コーディネーター(※) 平成28年度は25名)が追加的支援を実施。
 ※Skyline Ventures マネージングディレクター金子氏、ローランドベルガー エグゼクティブアドバイザー森氏等
- さらに、成長分野に関する分野毎の共通課題への対応策を提供。
- 地域の支援人材やグローバル・コーディネーター等の知見やネットワークを活用して、協力企業や大学等との 事業体制整備から、ビジネス戦略策定、販路開拓まで、事業の段階に応じて支援。プローバルマーケットも



■ 地域雇用対策との連携

実践型地域雇用創造事業(厚労省事業)【平成29年度 35.4億円】

- 雇用機会の拡大・人材育成など、地域における自発的な雇用創造の取組を支援。
 - ※ 有効求人倍率が一定以下の地域が対象。1 地域あたり各年度2億円(複数の市町村で実施する場合は2.5億円)上限。
 - ※ 連携規定に基づき、地域未来投資促進法の取組を行う地域の事業は、探択に際して一定程度配慮。

[地域の独自の取組のイメージ]

- ▶ 合同就職説明会・面接会を通じて、地域求職者の就職を支援
- ▶ 地域の観光業に関わる旅館スタッフ、タクシー運転手等を対象とした英語・国際文化理解研修

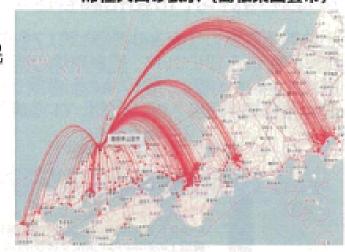


主な支援措置【情報①】

■ 地域経済に関する情報収集・分析支援 地域経済分析システム(RESAS)の活用

- 地方創生のデータ利用の「入口」として、地域経済に関する官民 の様々なデータを、地図やグラフ等で分かりやすく「見える化」して いるシステム。
- インターネット上で公開され、地域の課題を発見し、その解決策 を検討するツールとして、地方公共団体の政策担当者をはじめ 広く活用されている。

RESASを活用した分析の例: 花火図 滞在人口の表示(島根県出雲市)



■ IT活用に関する知見の支援

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) による協力業務

○ IT活用支援に知見等を有する情報処理推進機構が情報の提供その他の協力業務を行うことにより、 地方公共団体による、公共データの民間公開等を通じた新たなビジネスの創出及び拡大に資する環境 整備の後押しを行う。

市町村又は都道府県

情報提供その他の協力業務

基本計画を作成・相談

独立行政法人 情報処理推進機構

主な支援措置【情報②】

■ 地域中核企業候補の抽出

「地域未来牽引企業」約2,000社の選定・公表

○ 政策支援の効果を高めるため、地域外から稼ぐ力があり、地域経済にも貢献している等の企業をビッグデータ等から抽出し、重点的に支援していく。

域外取引

域内取引

域外から稼ぐ力がある

=事業の成長性

ビッグデータ等を活用して 地域未来牽引企業を特定 (本年夏頃を目処に公表)

- 「地域経済の大黒柱」部門 ビッグデータが示す
 - 地域経済を牽引している企業
- 「未来挑戦」部門

成長分野等にチャレン する企業 地域未来牽引企業



・地域未来投資促進法の活用

・各地域の産学金官で 集中的に支援 良い波及効果

果も

地域経済の好循環

域内企業と活発に取引する企業

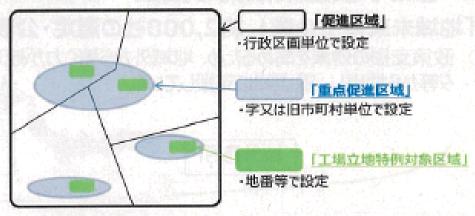
= 地域貢献性



主な支援措置【規制の特例措置等②】

工場立地法における緑地面積率等に関する特例措置

 ■国の同意を受けた基本計画において、重点 促進区域内に工場立地特例対象区域を 指定した場合に、市町村は、条例により、 対象工場の立地に際しての緑地面積率及 び境施設面積率を、国の定める基準の範 囲内で設定することが可能。



工場立地法の概要

対象工場

業種: 製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)

規模: 敷地面積 9,000m以上 又は 建築面積 3,000m以上

基準

環境施設: 25%以上(うち、緑地は少なくとも20%以上)

参考:現行の企業立地促進法の特例に係る区域の区分ごとの基準

	甲種区域	乙種区域	丙種区域	
	住居・工業の用に供きれている区域	主として工業等の用に供されている区域	乙種区域のうち、一般住民の日常的な生 活の用に供する建築物が無い区域	
環境施設面積率	15%以上~25%未満	10%以上~25%未満	1%以上~15%未満	
うち、緑地面積率	10%以上~20%未満	5%以上~20%未满	1%以上~10%未满	

主な支援措置 【規制の特例措置等③】

■ 地域ブランドの推進等に関する商標法・特許法の特例

地域団体商標の登録主体に一般社団法人を追加、特許料及び地域団体商標の登録料等の減免

- 地域団体商標制度は、「地域名+商品(役務)名」からなる地域ブランドを保護するもの。
- 現行制度の登録主体は、農協、漁協等の組合、商工会、商工会議所及びNPO法人に限定しているところ、 本法律において、地域経済牽引事業計画の承認を受けた一般社団法人を地域団体商標の登録主体に追加。
- また、特許料(中小企業者の場合)及び地域団体商標の登録料等を減免。

組合等の地域団体商標 の登録例



➤「仙台いちご」
全国農業協同組合連合会



>「横渡中華街」 横浜中華街発展会協同組合

- 事業者ニーズを踏まえた環境整備に係る提案 事業者から地方公共団体への事業環境整備の提案手続
- 地方公共団体と事業者がコミュニケーションを図りながら地域経済牽引事業を実施・促進するため、提案手続を創設。

基本計画を策定した地方公共団体

事業環境整備の提案

通知 (努力義務)

• •

地域経済牽引事業を行おうとする事業者承認地域経済牽引事業者

地方公共団体から国に対する 規制等の確認

事業環境整備の例:公共データのオープン化、計画や制度の柔軟な運用、工場立地法・減収補てん等の条例整備.

ワンストップ窓口 等

22